

ビジョン実現に向けた国の取組 (来年度の予算事業等)

平成29年2月3日 医薬分業指導者協議会

厚生労働省 医薬・生活衛生局 総務課

平成29年度薬剤師・薬局関係の主な予算案

○患者のための薬局ビジョン推進事業費 193,475千円

「患者のため薬局ビジョン」に基づき、薬剤師・薬局が「かかりつけ薬剤師・薬局」として地域包括ケア等に貢献できるよう、テーマ別のモデル事業を充実・発展させるとともに、ビジョンの進捗管理のため薬局の取組状況を把握する仕組みを構築する。

○薬局医療安全対策推進事業費 34,528千円

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

○医薬分業啓発普及費 4,860千円

「薬と健康の週間」(10月17日～23日)にあわせて、医薬分業及び医薬品の適正使用等について、広く国民に普及啓発させるためのポスター等を作成する。

概要

厚生労働省では、

- かかりつけ薬剤師・薬局機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」を平成27年10月に策定し、平成28年度にはビジョン実現のアクションプランを作成。
 - 平成28年10月より地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する健康サポート薬局の届出・公表が開始。
- 今後、かかりつけ薬剤師・薬局が機能するよう、ビジョンを実現するための具体的な施策を進めていく必要がある。
そのため、平成28年度から実施している患者のための薬局ビジョン実現に資するかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化のためのテーマ別のモデル事業を充実・発展させる。また、ビジョン実現の進捗管理のため薬局の取組状況(KPI)を把握する仕組みを構築する。

ビジョン実現に資するテーマ別モデル事業の推進

○平成28年度の事業を踏まえ事業の充実・発展

- ・好事例をもとにした新たな取組
- ・把握された課題の改善
- ・事業規模の拡大によるエビデンス構築

①地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業

- ・地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能の強化を図るため、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携方策を検討・実施する。

②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業

- ・かかりつけ医を中心に多職種連携を図りつつ、薬剤師が在宅訪問を必要とする患者を把握し、在宅医療サービスを提供する取組を推進する。

③電子版お薬手帳を活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

- ・様々な健康情報(食事・運動情報)などとリンクした電子版お薬手帳(ICT)の活用を地域の中で推進し、総合的な健康サポート機能の充実を図る。

④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康サポート推進事業

- ・地域の多様な機関と連携し、薬局以外の場所でお薬・健康相談などを実施し、薬局・薬剤師の機能強化を図る。

薬局機能の評価整備

○「かかりつけ薬剤師・薬局機能調査」を実施し、取組を見える化

- ・抽出調査により、全国の薬局のかかりつけ薬剤師・薬局の業務実態を把握

○調査項目は28年度中に作成するアクションプランを踏まえ検討

- (例)
- ・かかりつけ薬剤師による服薬指導実績
 - ・健康サポート薬局による健診の受診勧奨
 - ・在宅対応
 - ・副作用情報のフィードバック
 - ・電子版お薬手帳の活用

○調査結果を活用した各薬局での取組強化・PDCAサイクルの実施を促す。

国民がかかりつけ薬剤師・薬局を容易に選択できるようにすることで「患者のための薬局ビジョン」の早期実現を図る。



平成29年度患者のための薬局ビジョン推進事業

目的

- 厚生労働省が平成27年10月23日に公表した「患者のための薬局ビジョン」を推進することで、地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすことを目的とする。

事業実施者

- 本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業を再委託することができる。

モデル事業の実施

- 実施すべき事業について

本事業の実施者は、薬剤師・薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業の実施に加え、

- ・ 本事業の周知
- ・ **本事業の成果の把握**

- ・ 取組が、事業実施前に比べて、患者等にとって効果があったことを示す。
- ・ 成果は、研修会の開催・参加人数のみとせず、患者行動や医学薬学的な評価を把握する。
例) かかりつけ薬剤師・薬局を選択した患者数の変化等

- ・ 本事業の報告書の作成及び成果等の情報発信
- ・ **本事業の成果を活用した都道府県内における類似の取組の横展開**

- ・ 本事業後、都道府県内の他の地域において、類似の取組を実施し、かかりつけの機能強化を推進する。
- ・ また、他の都道府県等からの求めに応じて、知見等を提供する。

を行うこととする。

本事業で求めること

- 「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策及び個別の事業メニューの目的に即していること
- 地域におけるこれまでの現状や課題を踏まえて事業を通じてどのように当該課題に取り組むか
- 既存の薬剤師・薬局の業務に比べ、どれだけ先進的な取組を行う事業であるか
- 単に形式的な窓口の設置、各メニューに関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業ではなく、事業実施地域において事業後も継続的にかかりつけ薬剤師・薬局としての機能の向上効果が期待できるか
- 事業内容が地域の医療提供体制の確保にもたらした効果や事業内容に対する地域の住民・関連団体からの評価を事業の実施成果としてどのように把握するか
- 次年度以降、事業実施都道府県内において、どのように広く事業展開していくか
- 事業の実施に際して、都道府県薬務主管課が主体的に関わり、関連部局や関連市町村と連携するほか、薬局、医療機関、介護施設、薬剤師会及び医師会といった地域の関連団体等との連携・調整をどのように行うのか
- 前年度の患者のための薬局ビジョン推進事業に採択された都道府県においては、同様のテーマで応募する場合、前年度に採択された内容を単に継続するものではなく、何を新たな課題とし、どのように当該課題に取り組むか

本事業の今後のスケジュール案

2月中(予定)

実施要綱を通知

年度内(予定)

各都道府県からの提出締切

約1ヶ月後

審査採択・不採択の連絡

数週間後

基準額通知の発出(内示)

数週間後

交付申請書の締切

約1ヶ月後

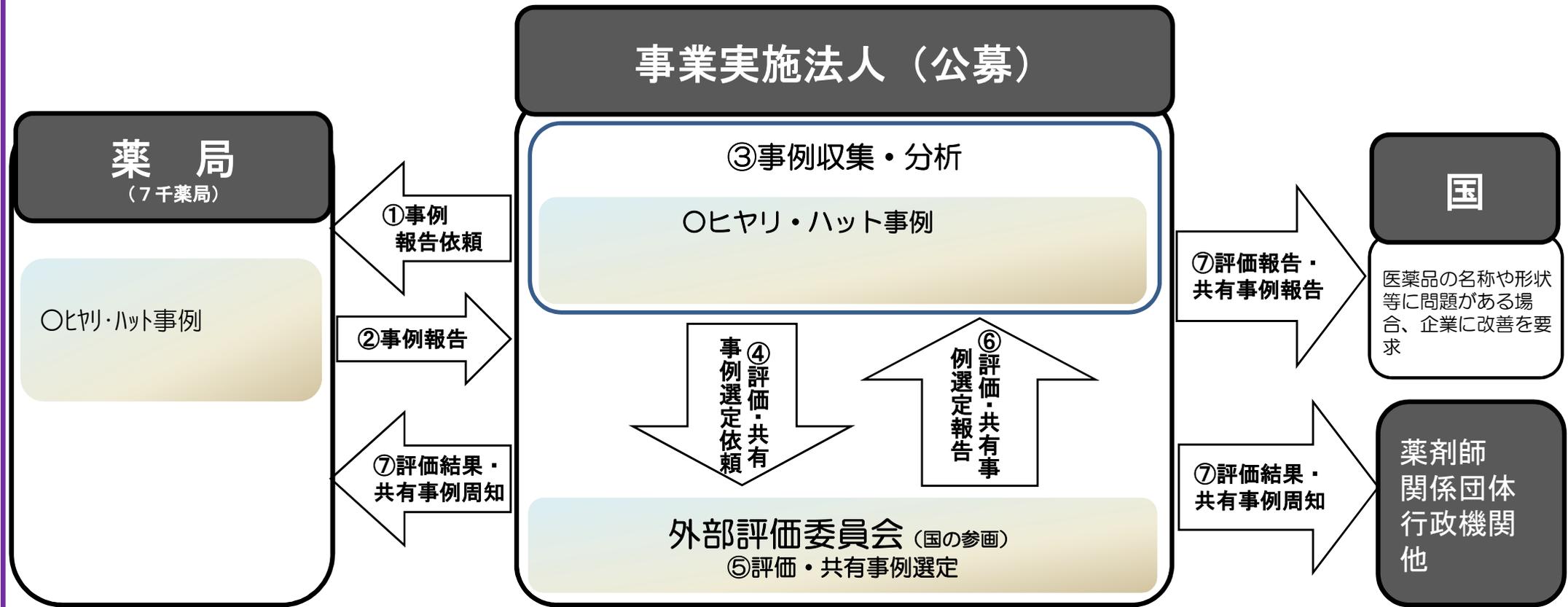
交付決定

■事業の必要性

- 医療安全の確保は、医療政策における最も重要な課題の一つであり、医療事故等事例の原因究明・分析に基づく再発防止対策の徹底のため、薬局においてもヒヤリ・ハット事例の収集を行うことが当面取り組むべき課題とされている。
※「今後の医療安全対策について」（平成17年5月医療安全対策検討ワーキンググループ報告書）

■事業の概要

- 薬局におけるヒヤリ・ハット事例の収集・分析、評価、共有事例周知
「薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業」の拡充（対象薬局の拡大）



■事業の効果

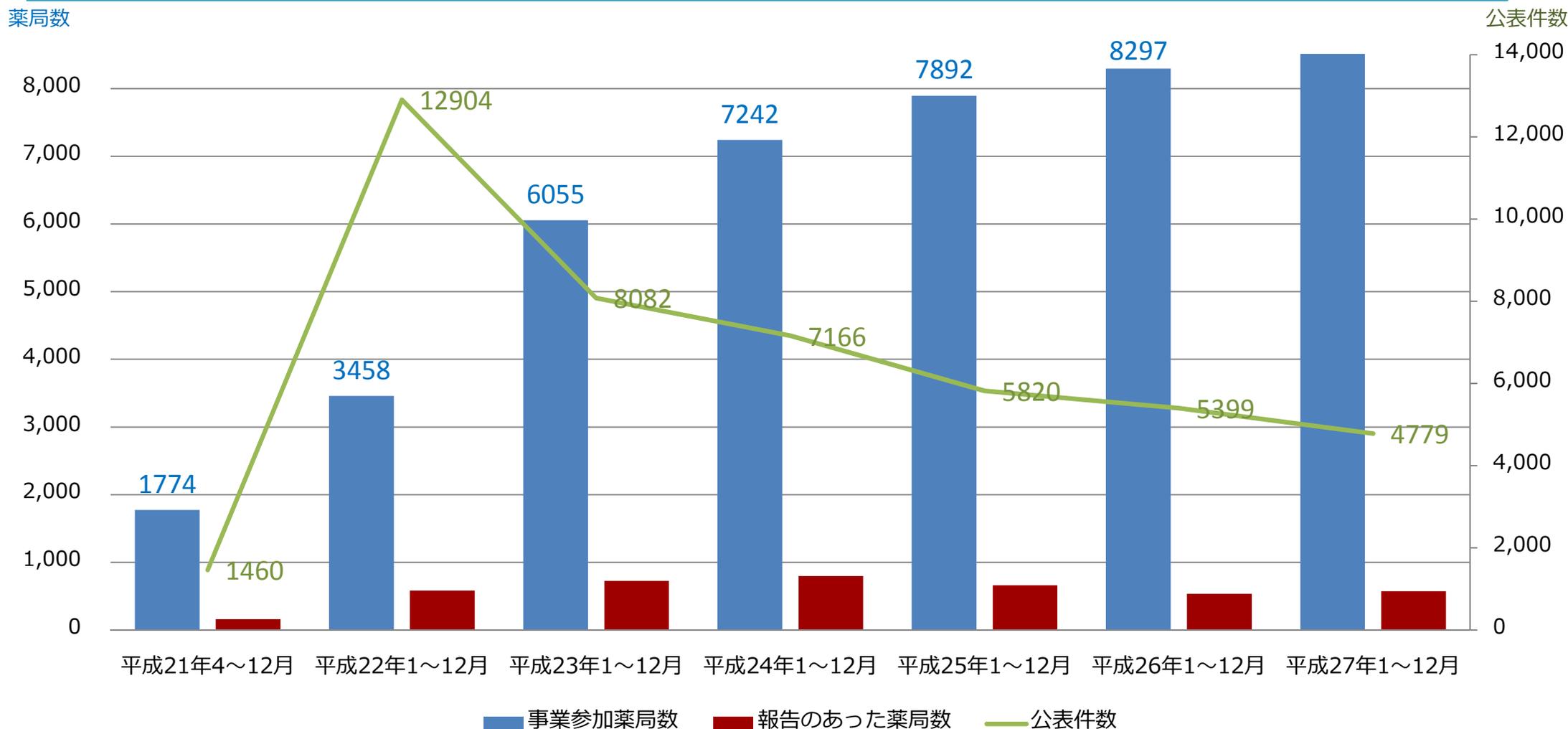
薬局における医療安全が推進される

薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業の概要と報告件数の推移

【事業の概要】

薬局における医療安全の確保を図るため、ヒヤリ・ハット事例等を収集し、集積した情報の分析・評価を行う。

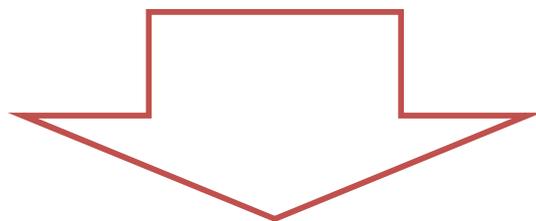
H21年4月より薬局の参加登録、ヒヤリ・ハット事例の収集を公益財団法人日本医療評価機構が実施している。



薬局ヒヤリハット事例収集・分析事業で報告する範囲

【ヒヤリ・ハット事例として報告する範囲】

1. 医療に誤りがあったが、患者に実施される前に発見された事例。
2. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が認められなかった事例または軽微な処置・治療を要した事例。但し、軽微な処置・治療とは、消毒、湿布、鎮痛剤投与等とする。
3. 誤った医療が実施されたが、患者への影響が不明な事例。



ヒヤリ・ハット事例の報告範囲は、医療機関でも発生しうる調剤業務に関するヒヤリ・ハット事例だけでなく、医療機関に対して疑義照会を行った結果、薬局で発見された事例や薬局における一般用医薬品の販売に関する事例など、薬局に特徴的な事例なども含まれる。

報告の一例

【事例の内容】

数年ぶりに来局した患者に、閉塞隅角緑内障の患者には禁忌である過活動膀胱治療剤Aの処方があった。

薬剤服用歴とお薬手帳の記録から、「緑内障治療点眼液Bを使用しており治療中」とあり、緑内障治療点眼液Bを処方した医療機関に確認したところ、当該患者は閉塞隅角緑内障であったため、過活動膀胱治療剤Aを処方した医師に疑義照会し、閉塞隅角緑内障の患者には禁忌ではない過活動膀胱治療剤Cへ処方変更となった。

【事例のポイント】

患者の薬歴やお薬手帳によって禁忌医薬品等を確認することは、かかりつけ薬剤師・薬局としての重要な仕事と考えられる。

※薬局医療安全対策推進事業ホームページより作成

<http://www.yakkyokuhiyari.jcqhc.or.jp/index.html>

【事例の内容】

中等度以上の腎機能障害のある患者には禁忌である高血圧症治療剤Aの処方があった。患者から「以前服用していた利尿剤Bで胸の張り痛みがあるので、薬を変更することになった」との話があり、処方箋に記載された検査値を確認したところ、Cr1.59、eGFR34.7であった。検査値から中等度以上の腎機能障害であることが確認されたので、高血圧治療薬Aを処方した医師に疑義照会し、高血圧治療剤Aは処方中止となった。

【事例のポイント】

薬物動態を考慮した上で腎機能の低下に応じた処方変更を薬剤師が提案することは、医薬品による副作用発現や腎障害の予防につながる。

現状では、検査値が記載されている処方せんの発行は少数である。しかし、患者と信頼関係を築き、医療機関と連携しながら、検査データなどの情報を入手できるような環境を作ることが薬剤師に求められている。

疑義照会などのヒヤリハット事例を本事業に報告することは、薬剤師の活動事例を示すことにつながるため、事例の積み上げのため、本事業を活用していただきたい。

医薬分業普及啓発事業

【事業の概要】

医薬分業を広く国民に普及させるため、特に「薬と健康の週間」において、医薬品の適正使用、かかりつけ薬局等についての啓発ポスター等を作成し、医薬分業を推進する。

薬と健康の週間とは？（毎年10月17日～23日）

目的

- 本週間は、医薬品や薬剤師等の専門家の役割に関する正しい知識を広く国民に浸透させることにより、国民の保健衛生の維持向上に寄与することを目的とする。

由来

- 昭和24年に「全国薬学週間」が開催されたことに由来。
昭和53年度から「薬祖神祭の日」である、10月17日を初日とする1週間を実施期間としている。



薬祖神



薬祖神祭の様子



薬と健康の週間における各地で行われる啓発イベント



大型ショッピングセンターでの
街頭おくすり相談会



無料での血圧測定



老人クラブでの
おくすり説明会



こどもの調剤体験



危険ドラッグ撲滅の
啓発活動

※その他、県民に対する啓発活動として、県民に対しジェネリック医薬品工場見学会、薬草観察ハイキング、AEDと心肺蘇生法の体験、献血啓発活動を行っている都道府県もある。

今後も「薬と健康の週間」等を通じて、薬剤師・薬局等の役割を一人でも多くの国民に周知するため、**地域の実情を踏まえて各種関連団体と連携を取りつつ、啓発活動を積極的に行っていただきたい。**

ご清聴ありがとうございました。

薬局・薬剤師に関する情報

厚生労働省 薬局・薬剤師

検索

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakkyoku_yakuzai/index.html

厚生労働省から発出された薬局・薬剤師に関する法令・通知等の情報が入手できます。

おくすりe情報

おくすりe情報

検索

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/okusuri/index.html>

普及啓発、法令検索、統計、最近の話題、薬剤師・薬学教育等の情報が入手できます。

医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）

PMDAメディナビ

検索

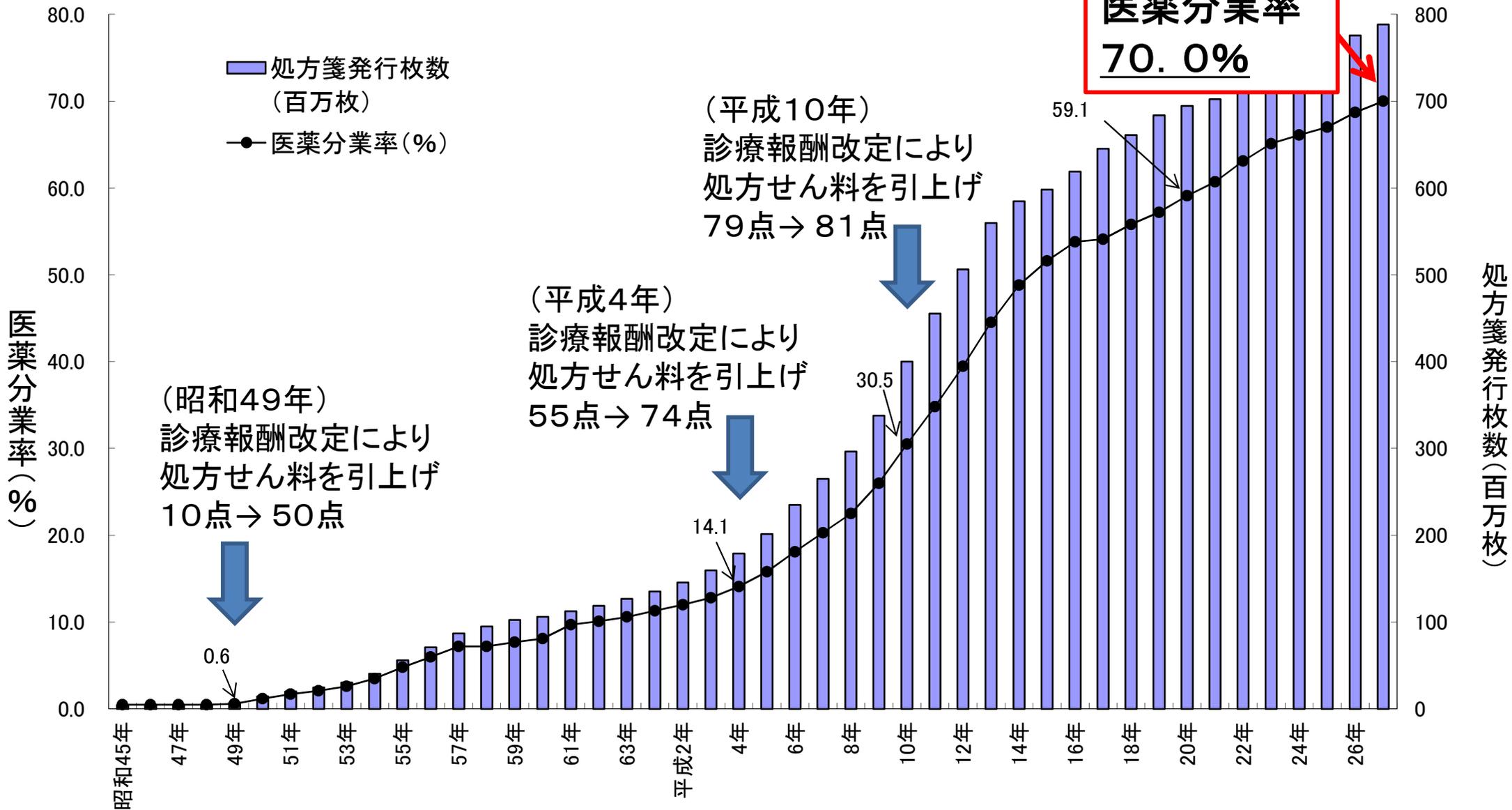
<http://www.pmda.go.jp/safety/info-services/medi-navi/0007.html>

無料登録で、医薬品・医療機器の安全性情報、医薬品の承認情報がタイムリーにメールで配信されます。



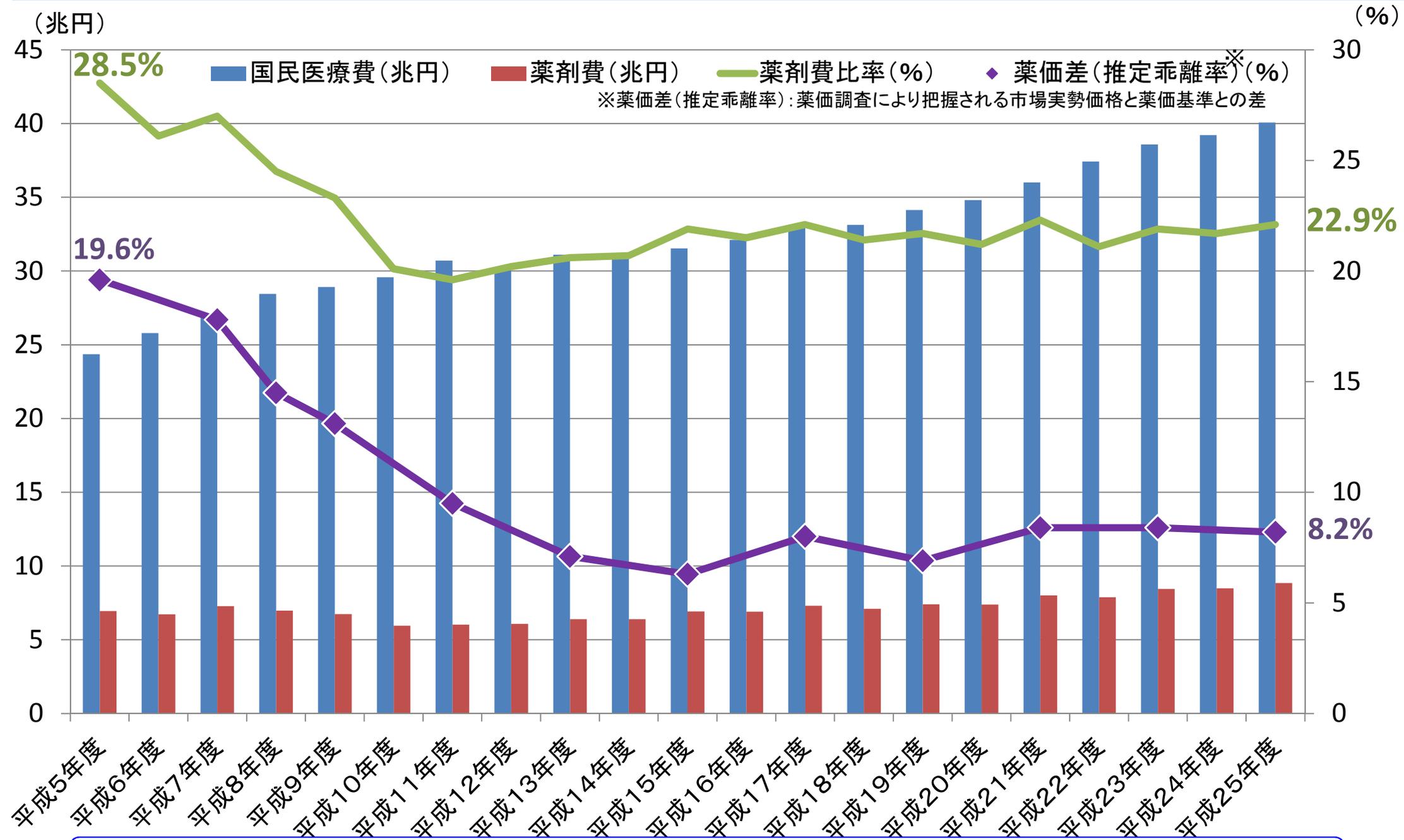
參考資料

医薬分業率の年次推移



※医薬分業率 (%) = $\frac{\text{処方箋枚数(薬局での受付回数)}}{\text{内科診療(入院外)日数} \times \text{内科投薬率} + \text{歯科診療日数} \times \text{歯科投薬率}} \times 100$

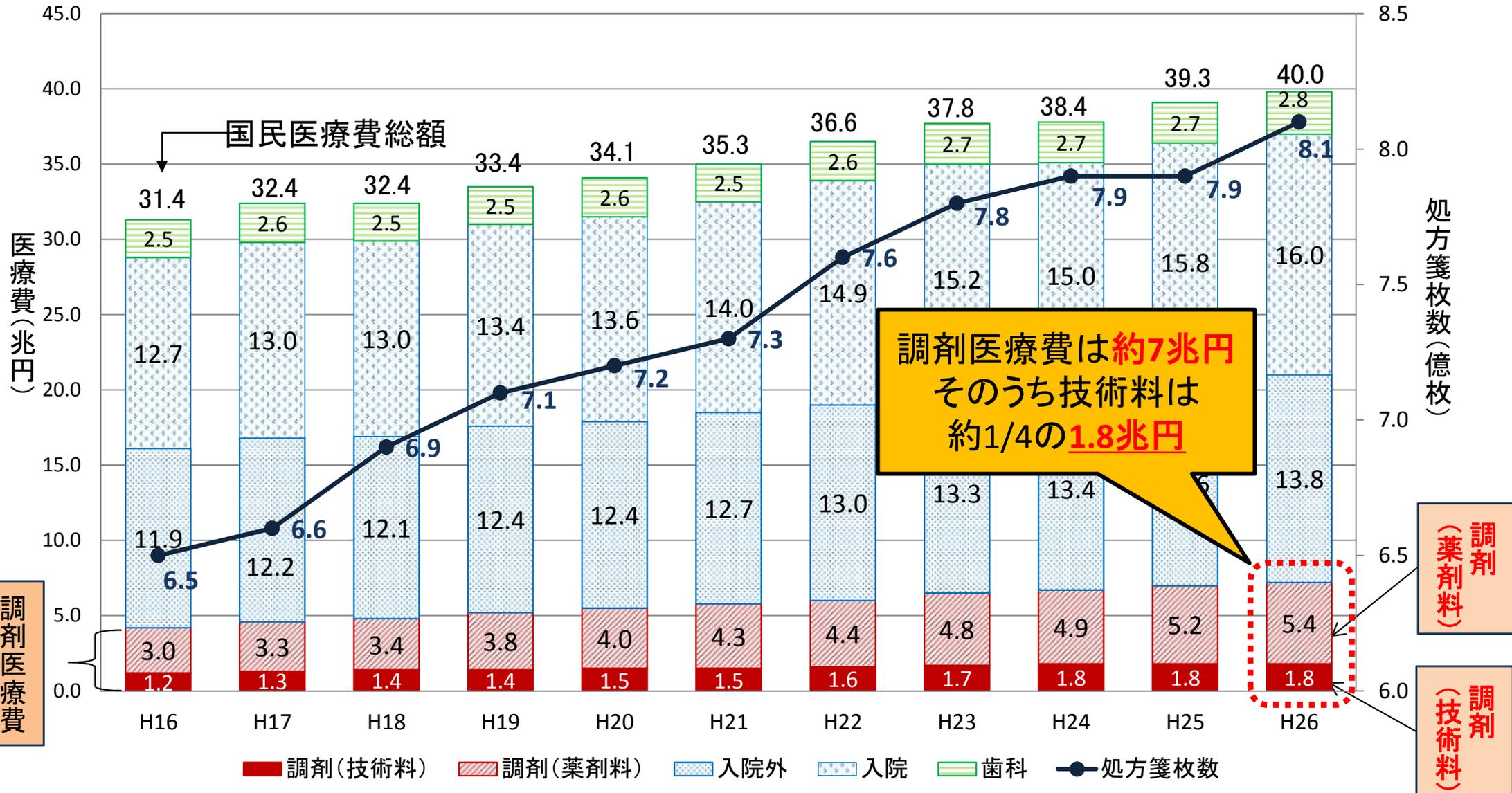
薬価差（推定乖離率）及び薬剤費比率の年次推移



この20年で、薬価差（推定乖離率）及び国民医療費に占める薬剤費比率は低下している。

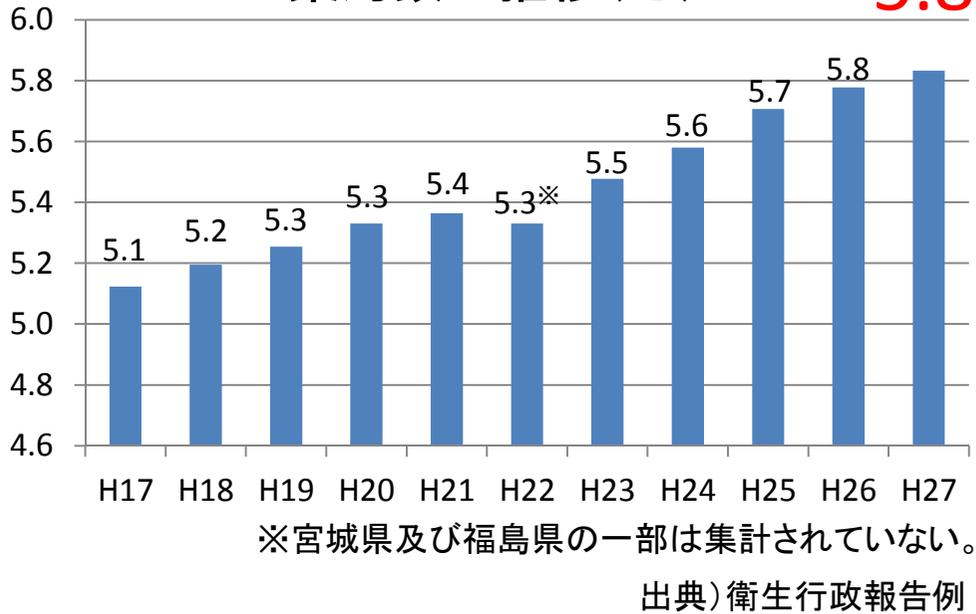
医療費と調剤医療費の推移

調剤医療費の伸びの大部分は薬剤料。これには、院外処方への切替えにより、入院外に計上されていた薬剤料が調剤医療費に振り替わった分が含まれている。

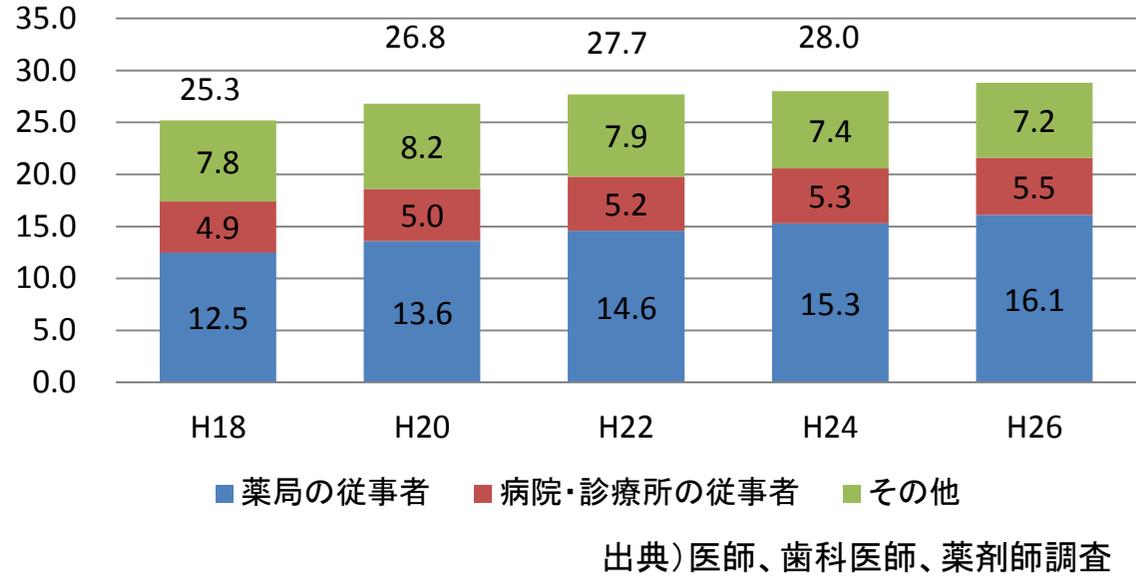


薬局・薬剤師を取り巻く現状

薬局数の推移(万) 5.8



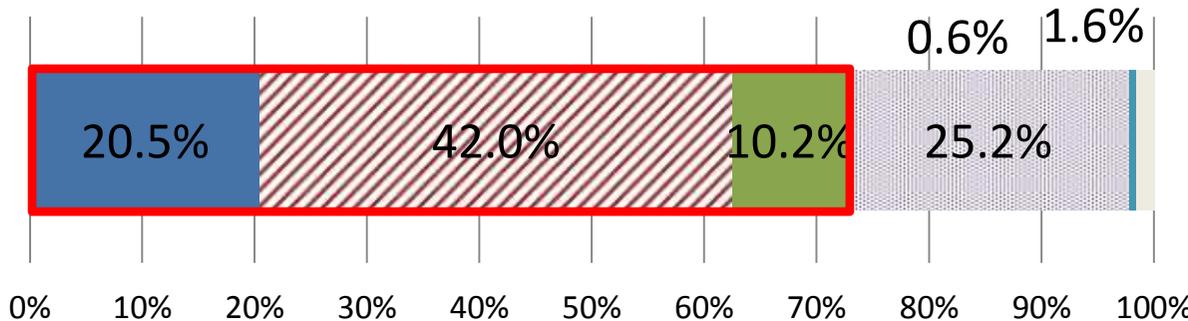
薬剤師数の推移(万人) 28.8



薬局の処方箋応需の状況

主に特定の医療機関からの処方箋を応需している薬局が**約7割**(72.7%)

全体(n=703)



○ 平成26年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査(平成27年度調査) 後発医薬品の使用状況調査 結果概要より推計

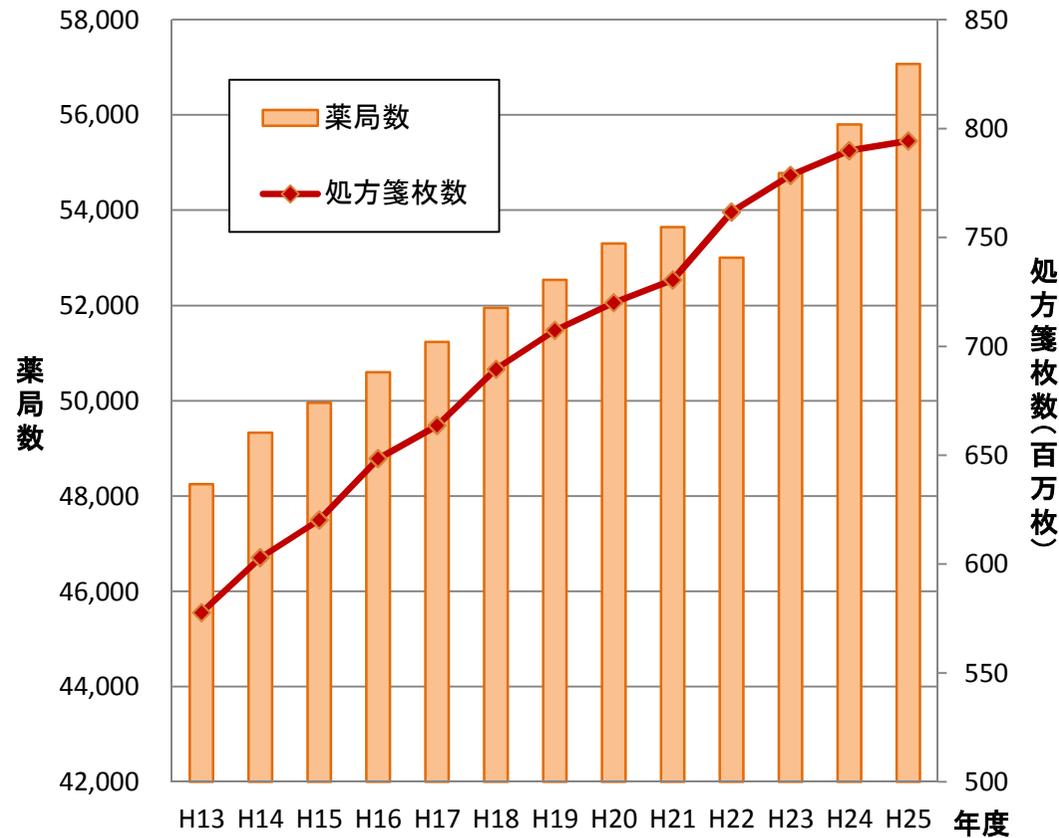
※ 医療機関が少ない地域では、かかりつけ薬局としての機能を果たしている薬局もある。

- 主に近隣にある特定の病院の処方せんを応需
- 主に近隣にある特定の診療所の処方せんを応需
- 主に複数の特定の保険医療機関(いわゆる医療モールを含む)の処方せんを応需
- 様々な保険医療機関からの処方せんを応需
- その他
- 無回答

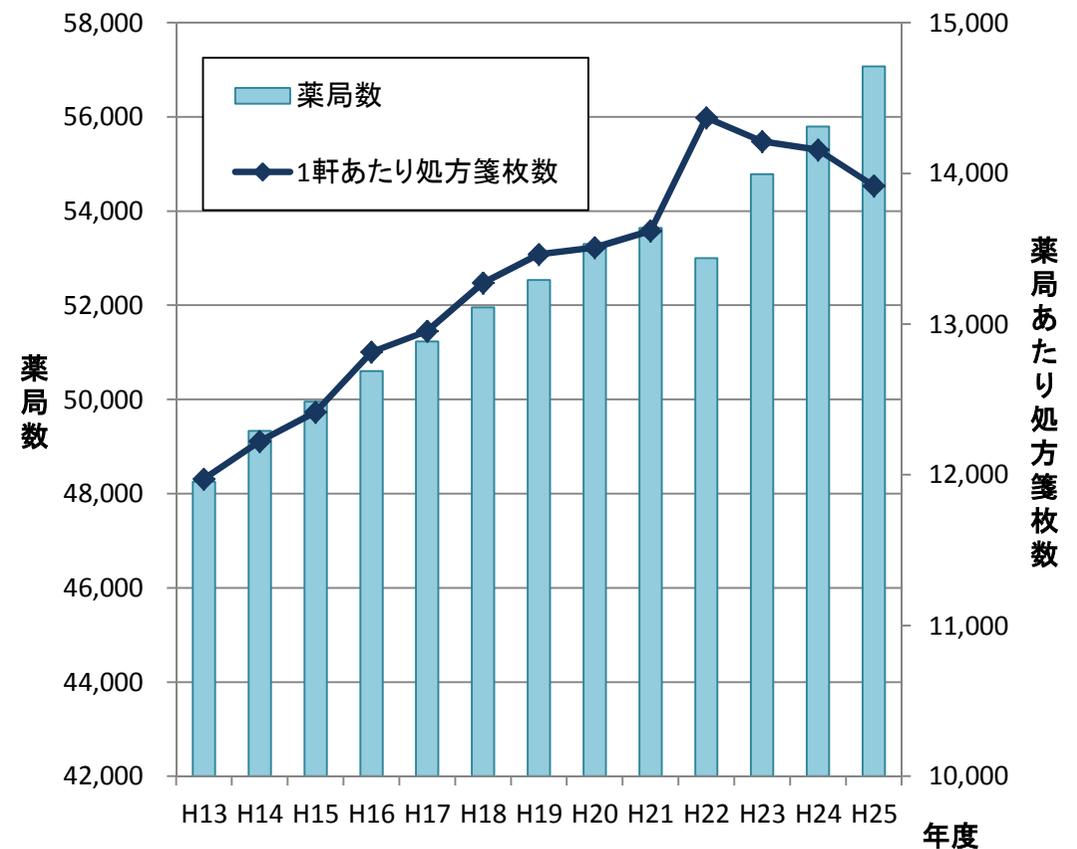
薬局数と処方箋枚数の推移

処方箋枚数は増加しているが、薬局1軒あたりの処方箋枚数はここ数年減少している。

薬局数と処方箋枚数の推移



薬局数と薬局1軒あたりの処方箋枚数の推移



医薬分業に関する議論の経緯

H27年 3月

医薬分業のコストとメリットについて
公開ディスカッション

H27年 5月

「患者のための薬局ビジョン」の策定を表明

H27年 9月

「健康サポート薬局」の報告書を取りまとめ

H27年10月

「患者のための薬局ビジョン」を策定
➤ 10年後・20年後の将来像を提示

H28年 4月

診療報酬・調剤報酬の改定

H28年10月

「健康サポート薬局」の届出・公表開始

規制改革会議公開ディスカッション(平成27年3月12日)

○議題:「医薬分業における規制の見直しについて」

- (1) 医療機関と薬局の構造上の独立性について
- (2) 医薬分業のコストとメリットについて

○参加者: 日本医師会(今村副会長)、日本薬剤師会(森副会長)、健保連(白川副会長)、川淵孝一教授(東京医科歯科大学)、狭間研至氏(日本在宅薬学会理事長)

○論点(平成27年1月28日 第41回規制改革会議資料より)

- 我が国では、国民医療の質的向上を図るため、医薬分業を進めているが、健康保険事業の健全な運営を確保するため、保険薬局に対して、保険医療機関と一体的な構造とすること、又は保険医療機関と一体的な経営を行うことを禁止している。
- しかしながら、これらの規制のうち一体的な構造については、公道やフェンスの有無など外形的な要件となっており、これにより患者が医療機関から薬局まで移動する必要が生じるなど、患者の利便性が損なわれているとの指摘がある。
- さらに、院内処方として医薬品を医療機関で受け取るよりも、院外処方として薬局で受け取る方が、患者の負担額は大きくなるが、負担の増加に見合うサービスの向上や分業の効果などが実感できないとの指摘もある。
- そこで、①患者の利便性、②分業の効果などを踏まえながら、患者の視点にたった規制の在り方などについて議論を行う。

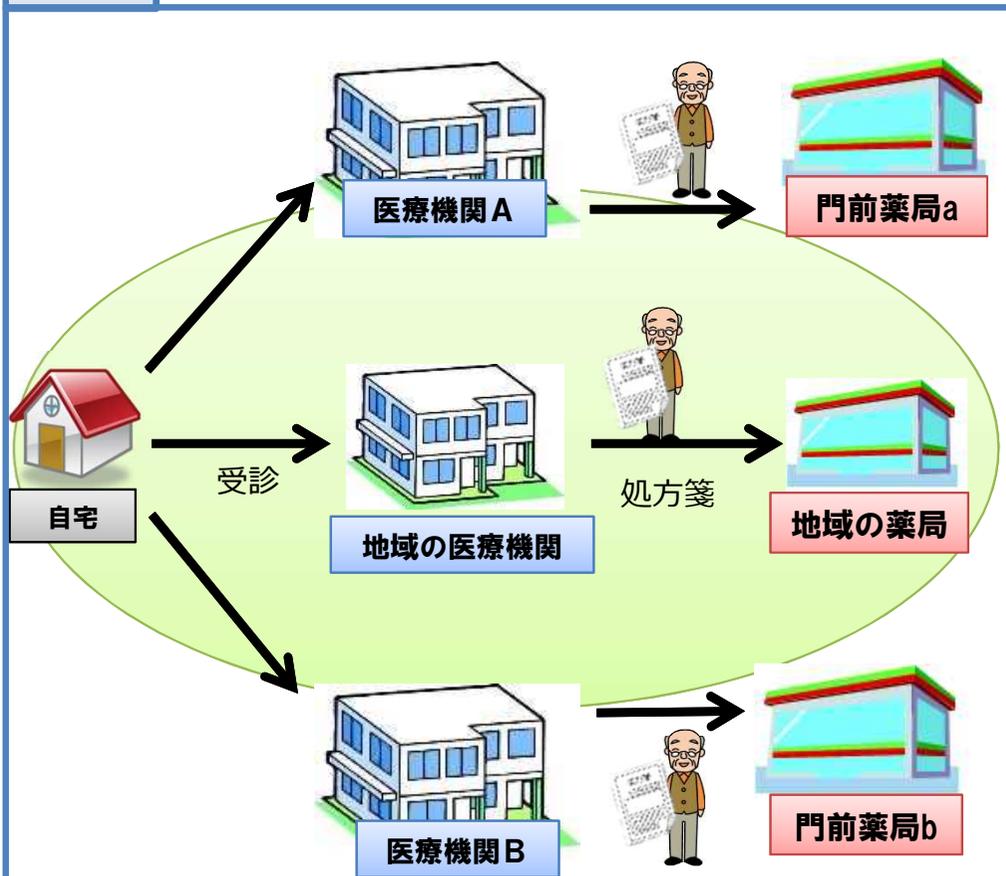
医薬分業に対する基本的な考え方

○薬局の薬剤師が専門性を発揮して、ICTも活用し、患者の服薬情報の一元的・継続的な把握と薬学的管理・指導を実施。

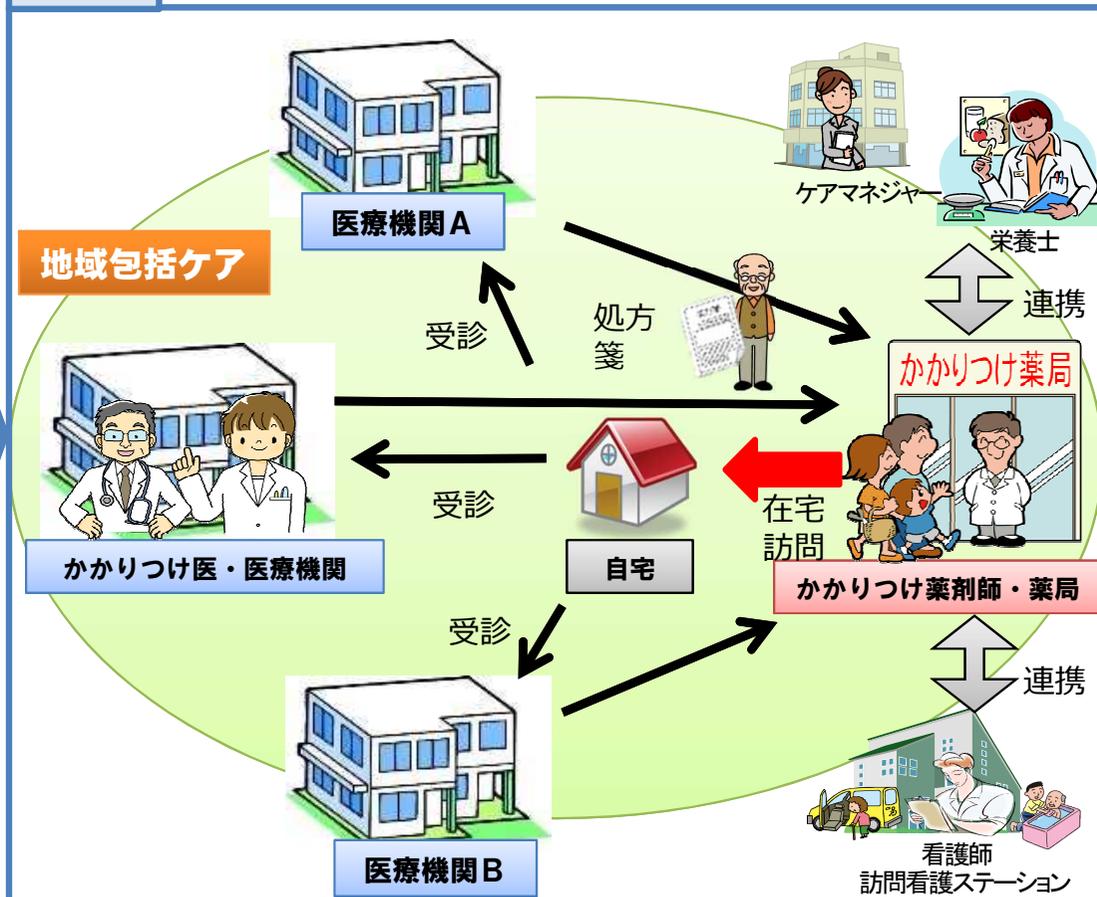
○これにより、多剤・重複投薬の防止や残薬解消なども可能となり、**患者の薬物療法の安全性・有効性が向上**するほか、**医療費の適正化**にもつながる。

今後の薬局の在り方(イメージ)

現状 多くの患者が門前薬局で薬を受け取っている。



今後 患者はどの医療機関を受診しても、身近なところにあるかかりつけ薬局に行く。



「患者のための薬局ビジョン」 ～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

平成27年10月23日公表

健康サポート薬局

健康サポート機能

- ☆ 国民の**病気の予防**や**健康サポート**に貢献
 - ・ 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制
 - ・ 健康相談受付、受診勧奨・関係機関紹介等

高度薬学管理機能

- ☆ **高度な薬学的管理ニーズ**への対応
 - ・ 専門機関と連携し抗がん剤の副作用対応や抗HIV薬の選択などを支援等

かかりつけ薬剤師・薬局

服薬情報の一元的・継続的把握

- ☆ **副作用**や**効果**の継続的な確認
- ☆ **多剤・重複投薬**や**相互作用の防止**
 - ICT(電子版お薬手帳等)を活用し、
 - ・ 患者がかかる**全ての医療機関の処方情報を把握**
 - ・ 一般用医薬品等を含めた服薬情報を一元的・継続的に把握し、薬学的管理・指導

24時間対応・在宅対応

- ☆ **夜間・休日、在宅医療**への対応
 - ・ **24時間**の対応
 - ・ **在宅患者**への薬学的管理・服薬指導
- ※ 地域の薬局・地区薬剤師会との連携のほか、へき地等では、相談受付等に当たり地域包括支援センター等との連携も可能

医療機関等との連携

- ☆ 疑義照会・処方提案
- ☆ 副作用・服薬状況のフィードバック
- ☆ 医療情報連携ネットワークでの情報共有
- ☆ 医薬品等に関する相談や健康相談への対応
- ☆ 医療機関への受診勧奨

かかりつけ薬剤師・薬局の評価

1. かかりつけ薬剤師の評価

- 患者が選択した「かかりつけ薬剤師」が、処方医と連携して患者の服薬状況を一元的・継続的に把握した上で患者に対して服薬指導等を行う業務を薬学管理料として評価する。

現行

薬剤服用歴管理指導料
41点/34点



改定後

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導

(新) かかりつけ薬剤師指導料 **70点**

(新) かかりつけ薬剤師包括管理料 **270点**

かかりつけ薬剤師以外の薬剤師が行う服薬指導

薬剤服用歴管理指導料 **50点/38点**

以下の項目が
包括されるイメージ

薬剤服用歴
管理指導料

調剤料

調剤基本料

2. かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能の評価

(基準調剤加算の見直し)

- かかりつけ薬剤師が役割を発揮できる薬局の体制及び機能の評価するため、基準調剤加算を統合し、「患者のための薬局ビジョン」を踏まえ、在宅訪問の実施、開局時間、相談時のプライバシーへの配慮等の要件を見直す。

健康サポート薬局の概要

健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関を紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

健康サポート薬局の届出状況

全数113件(平成28年12月28日現在)

北海道	3件	石川県	1件	岡山県	4件
青森県	2件	岐阜県	1件	広島県	14件
宮城県	1件	静岡県	1件	山口県	1件
茨城県	5件	三重県	1件	福岡県	7件
栃木県	2件	福井県	1件	佐賀県	1件
群馬県	1件	滋賀県	1件	熊本県	3件
埼玉県	3件	大阪府	14件	大分県	4件
千葉県	3件	和歌山県	10件	鹿児島県	1件
東京都	15件	徳島県	5件	沖縄県	1件
神奈川県	1件	香川県	2件		
長野県	1件	愛媛県	3件		

健康サポート薬局への期待（検討会報告書より）

- 健康サポート薬局は、その薬局だけですべての相談対応や支援を完結させるものではなく、地域住民の健康を支援するその役割を担う一機関であり、薬局で対応できない場合には、多職種や関係機関につなぐ機能が重要であることは言うまでもない。
- また、健康サポート薬局であること、その基準を満たすこと自体が目的化するようなことはあってはならず、地域住民の健康意識を高め、健康寿命の延伸に貢献していくためには、健康サポート薬局には、安心して立ち寄りやすい身近な存在として、地域包括ケアシステムの中で、多職種と連携して、地域住民の相談役の一つとしての役割を果たすことが求められている。
- 今回のとりまとめを受けて、平成27年度の健康サポート薬局の公表制度の創設に向けて更に検討が進められることとなるが、地域住民に寄り添い、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を果たした上で、健康サポート薬局の仕組みが適切に運用されていくよう、国・自治体・医薬関係者を始めとする関係者の真摯な取組を期待したい。

(1) 患者のための薬局ビジョン

1. これまでの動き

- 平成27年10月に「患者のための薬局ビジョン」を策定・公表し、かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能を示した。
- 平成28年度は、「患者のための薬局ビジョン推進事業」の中で、以下のモデル事業を30道府県において32事業を実施している。
 - ① 地域全体のかかりつけ薬剤師・薬局機能強化のための連携推進事業
 - ② 多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業
 - ③ 電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康サポート推進事業
 - ④ 薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり推進事業

2 今後の取組

- かかりつけ薬剤師・薬局を推進するため、今年度に引き続き、来年度も、予算事業としてかかりつけ薬剤師・薬局のモデル事業等を行う予定。事業実施を早めるために、今年度は昨年4月に募集を開始したが、来年度は今年3月までに募集を開始する予定。

3 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 応募や予算措置に係る準備など、事業の円滑な実施についてご協力をお願いしたい。
- 事業の実施に際しては、いずれのテーマでも、地域包括ケアの下での在宅医療介護連携と整合性をもって取組むことが重要であり、薬務担当課だけでなく、関連部局や市町村とも適宜、適切に連携を取って実施するようお願いしたい。

かかりつけ薬剤師・薬局の推進について

(2) 健康サポート薬局

1. これまでの動き

- 平成28年10月より、積極的に地域住民の健康の維持・増進を支援する健康サポート薬局の届出・公表が開始された（平成28年12月末時点の届出数は、31都道府県において113件）。
- また、平成28年4月より、健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の優遇措置が開始された（平成28年度から29年度までの2年間）。

2 今後の取組

- 健康サポート薬局が全国に普及していくために、届出先となっている全ての自治体（都道府県、保健所設置市、特別区）において健康サポート薬局の取組が始まるよう、自治体や関係団体と連携して対応を行う。

3 都道府県等をお願いしたい事項（依頼）

- 健康サポート薬局の届出・公表に関して、不動産取得税の優遇措置も併せて、引き続き、関係団体、関係機関等に周知を図るとともに、健康サポート薬局の届出があった場合には速やかに対応していただきたい。また、届出に関する相談等には随時対応し、疑義があれば医薬・生活衛生局総務課あてに照会していただきたい。
- 地域住民が健康サポート薬局の情報を検索できるように、薬局機能情報提供制度等を速やかに更新し、情報発信を行うよう、引き続きご協力いただきたい。